毎週火、金曜日発行（但休日に当るときは翌日）
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

目　次

◇告示　建設業者の更新登録
建設業者の登録まつ消
計量器定期検査の実施
牛の移入禁止区域の指定
家畜人工授精講習会の実施
◇教委告示　臨時教育委員会の招集
◇公告　昭和三十年度鳥取県吏員昇任試験の試験場の変更

◇正誤　昭和三十年九月鳥取県公委員会規則第五号中訂正
昭和三十年九月六日鳥取県公安委員会告示第十号中訂正

告　示

鳥取県告示第四百八十三号

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第八条の規定により、次のように建設業者登録簿に更新登録した。

昭和三十年十月七日

鳥取県知事　遠藤　茂

登録番号	登録年月日	商号又は名称	おもな営業所の所在地	申請者氏名
鳥取県知事登録（は）第二一五号	昭和三十年五月八日	中野組	岩美郡宇倍野村大字下麻生二四八	中野義晴
〃 第二一六号	〃	伯田組	西伯郡西伯町大字能竹二六一	伯田修
〃 第二六三号	〃	谷村組	〃 大山村大字今在家	谷村益信
〃 第二六四号	〃	三上組	日野郡伯南町大字茶屋	三上義隆

〃	第二六六号	〃 五月二十一日	伊藤組	鳥取市藪片原町	伊藤行夫
〃	第二一七号	〃 六月十五日	八千代建設株式会社	八頭郡郡家町大字郡家七五	取締役社長 南口良平
〃	第二一八号	〃 六月二十一日	中国土建工業有限会社	鳥取市若桜町五二ノ一	〃 宇治田光壽
〃	第二六七号	〃 六月八日	佐久間組	八頭郡郡家町大字上大坪	佐久間増実
〃	第二一九号	〃 七月十八日	松原工務所	気高郡青谷町大字青谷	松原理一
〃	第二六八号	〃 七月一日	寺谷組	八頭郡智頭町大字西野	寺谷元市
〃	第二六九号	〃	株式会社角和組	鳥取市二階町二丁目	取締役社長 青柳壽久
〃	第二七〇号	〃 七月十日	株式会社興農公社	米子市万能町七二	〃 遠藤壽雄
〃	第二七一号	〃 七月二十八日	高力建設有限会社	東伯郡赤碕町大字高岡四六五ノ一	〃 高力貞美

鳥取県告示第四百八十四号

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第十四条の規定による廃業届があつたので、同法第十五条第一項の規定により、建設業者登録簿から次のように登録をまつ消した。

昭和三十年十月七日

鳥取県知事　遠藤　茂

00684

登録番号	登録年月日	名称	所在地	申請者氏名	登録まつ消年月日
鳥取県知事登録（は）第五五号	昭和二十八年十一月二日	境港電業株式会社	西伯郡境港町松ヶ根町二七	取締役社長 榧野馨	昭和三十年九月二十三日

鳥取県告示第四百八十五号

計量法（昭和二十六年法律第二百七号）第百四十条の規定により、鳥取市の計量器定期検査を次のように実施する。

昭和三十年十月七日

鳥取県知事　遠藤　茂

検査日時	検査区域	検査場所		
十月十日午前十時から午後三時まで	鳥取市面影地区	面影小学校		
〃十一日〃	倉田地区	倉田公民館	〃十八日〃	東郷地区 東郷小学校
〃十二日〃	大和地区	大和小学校	〃十九日〃	豊実地区 豊実小学校
〃十三日〃	神戸地区	神戸地区主任詰所	〃二十日〃	明治地区 明治公民館
〃十四日〃	美穂地区	美穂小学校	〃二十一日〃	松保地区 松保小学校
〃十七日〃	大正地区	大正小学校	〃二十四日〃	吉岡地区 吉岡地区主任詰所
			〃二十五日〃	大郷地区 大郷小学校
			〃二十六日〃	末恒地区 末恒小学校
			〃二十七日〃	湖山地区 湖山小学校
			〃二十八日〃	千代水地区 千代水小学校

鳥取県告示第四百八十六号

牛の流行性感冒予防に関する規則（昭和二十六年八月鳥取県規則第五十二号）第三条の規定による移入を禁止す

る区域を次のように指定した。

昭和三十年十月七日

鳥取県知事　遠藤　茂

移入禁止区域

島根県　広島県

二、日程

日	時	科目	開催地
十月十七日	午前八時から午後五時まで	関係法規	東伯郡赤碕町　鳥取県種畜場
〃十八日	〃	家畜改良と登録 胎生遺伝概論	〃
〃十九日	〃	繁殖生理	〃
〃二十日	〃	生殖器解剖実習	〃
〃二十一日	〃	精虫生理	〃
〃二十二日	〃	人工授精	〃
〃二十三日	〃	人工授精	〃
〃二十四日	〃	人工授精	〃
〃二十五日	〃	人工授精	〃
〃二十六日	〃	修業試験	〃

鳥取県告示第四百八十七号

家畜改良増殖法（昭和二十五年法律第二百九号）第十六条第二項第二号に規程する牛の人工授精講習会を次のように実施する。

昭和三十年十月七日

鳥取県知事　遠藤　茂

一、家畜の種類　牛

午前	午後
生殖器解剖	胎生遺伝概論 種付の理論
繁殖生理	繁殖生理 消毒
器具機械 発情鑑定実習	〃
精液精虫検査法	〃
人工授精実習	〃
人工授精実習	〃
人工授精実習	〃
人工授精実習	〃
修業試験	〃

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第四十五号

臨時教育委員会を次のとおり招集する。

昭和三十年十月七日

鳥取県教育委員会委員長　河合弘道

一　日時　昭和三十年十月八日　午前十一時

一　場所　鳥取県教育委員会　会議室

一　議題　1　教職員の給与について

2　教職員の過不足調整について

公告

昭和三十年度鳥取県吏員昇任試験公告（昭和三十年八月十九日県公報登載）の一部を次のように変更する。

昭和三十年十月七日

鳥取県人事委員会

四　試験の日時、場所及び発表

第一次試験の試験場所を「鳥取市東町鳥取西高第二校舎」とあるのを「鳥取市立川町鳥取高等学校（旧鳥取工業学校）校舎」に変更する。

正誤

00697

昭和三十年九月鳥取県公安委員会規則第五号中誤植があるので次のとおり訂正する。

頁	段	行	誤	正
五	下	四	鳥取県公安委員会委員長　寺谷英太郎	鳥取県公安委員会委員長　堀安成文

昭和三十年九月六日鳥取県公安委員会告示第十二号中誤植があるので次のとおり訂正する。

頁	誤	正
一五	二、五〇〇〃　二〇〃	二、五〇〇〃　三〇〃
一八	誤	正
	一級国道九号線気高郡青谷町大字井手五六〇ノ三番地地先から同町大字青谷三四五四番地地先までの間	一、二九〇〃　二〇〃
	県道鹿野倉吉線倉吉市駄経寺七六ノ三番地地先から同市河原町一二八〇番地地先までの間	二、五〇〇〃　二〇〃
	一級国道九号線気高郡青谷町大字井手五六〇ノ三番地地先から同町大字青谷三四五四番地地先までの間	一、二九〇〃　二〇〃
	県道鳥取倉吉線倉吉市河原町一九－五番地地先から同市宮川町一六一ノ四番地地先までの間	二、三〇〇〃　二〇〃
	県道鹿野倉吉線倉吉市駄経寺七六ノ三番地地先から同市河原町一二八〇番地地先までの間	二、五〇〇〃　二〇〃
頁	誤	正
二〇	広島米子線根雨町	広島米子線日野郡根雨町

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行日　火、金

発行者　鳥取県鳥取市東町　鳥取県鳥取市東町

印刷所　鳥取県印刷所